

10. 別表7(1)等：適格合併等による繰越欠損金の引継

適格合併等により被合併法人等から繰越欠損金額を引き継いだ場合は、メニュー301＞[別表7(1)等：繰越欠損金額]＞[適格合併等による繰越欠損金の引継]WSの順に選択して、被合併法人等から引き継ぐ繰越欠損金額の明細や支配関係事業年度以後の欠損金額のうちの特定資産譲渡等損失相当額の計算基礎を入力します。

10-1. システムの仕様

作成する別表名	- 別表7(1)付表1：適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書 - 別表7(1)付表3：共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の特例に関する明細書
明細数	30明細まで登録可能
CSV読込	不可

10-2. 概要

(1) [7(1)等：前期繰越欠損金額の確認(入力)]WSの事前入力

当WSを入力する前に、[7(1)等：前期繰越欠損金額の確認(入力)]WSで、自社の控除未済欠損金額を事業年度ごとに入力します。

(注) 自社に控除未済欠損金額がない場合は、[7(1)等：前期繰越欠損金額の確認(入力)]WSで、適格合併等により引き継ぐ控除未済欠損金額に係る事業年度を入力します。[控除未済欠損金]欄には「0」を入力します。

■[7(1)等：前期繰越欠損金額の確認(入力)]WS

1. 繰越控除の対象となる欠損金の明細(別表七(二))				
行	事業年度	区分	控除未済欠損金額	うち、特定欠損金額
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	平成31年 4月 1日 ～ 令和 2年 3月31日	青色欠損	200,000,000	200,000,000
19	令和 2年 4月 1日 ～ 令和 3年 3月31日	青色欠損	300,000,000	300,000,000
20	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月31日	青色欠損	400,000,000	400,000,000
計			900,000,000	900,000,000

(2) 入力順

1 明細目は、適格合併等に係る「当該法人」(合併法人等)に係る明細を登録します。

2 明細目以降は、「被合併法人等」に係る明細を登録します。

■1 明細目(当該法人分)

対象法人の別等 | 別表7(1)付表1 | 別表7(1)付表3 | 1/30明細

1. 対象法人の適格組織再編成等に係る基本情報を入力してください。

対象法人の別	当該法人	名称	千代田製造株式会社
適宣内の適格組織再編成等	☐ 該当		
適格組織再編成等の別	合併(適格)		
適格組織再編成等の日	令和 6年 5月 1日		
5年継続支配関係の判定	合併法人又は被合併法人等の設立日からの継続支配関係	☐ 有り ☐ 無し	支配関係のない適格組織再編成等の場合には、「5年継続支配関係の判定」の各欄の入力は不要です。
解説	5年継続支配関係の有無	有り	

■2 明細目(被合併法人等分)

対象法人の別等 | 別表7(1)付表1 | 別表7(1)付表3 | 2/30明細

1. 対象法人の適格組織再編成等に係る基本情報を入力してください。

対象法人の別	被合併法人等	名称	被合併法人 A
適宣内の適格組織再編成等	☐ 該当		
適格組織再編成等の別	合併(適格)		
適格組織再編成等の日	令和 6年 5月 1日		
5年継続支配関係の判定	合併法人又は被合併法人等の設立日からの継続支配関係	☐ 有り ☐ 無し	支配関係のない適格組織再編成等の場合には、「5年継続支配関係の判定」の各欄の入力は不要です。
解説	5年継続支配関係の有無	有り	

(3) 別表の転記関係(適格合併により被合併法人の欠損金を引き継いだ場合)

適格合併により被合併法人の欠損金を引き継ぐ場合の別表7(1)と別表7(1)付表1の転記関係は、以下のとおりです。

■「被合併法人」の別表7(1)付表1

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細				
適格組織再編成等の別	合併(適格)・非適格	・剰余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	令和 6・5・1
対象法人の別	被合併法人等(名称:被合併法人A)		・当該法人	支配関係発生日 平成28・4・1
事業年度区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合			
事業年度区分	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 (最終の事業年度の別表七(一)「5」又は別表七(一)「5」)	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 (最終の事業年度の別表七(一)「5」又は別表七(一)「5」)	支配関係発生日から算出する金額 (8)-(12)	引当金等 (12)-(8)の金額
3・4・1 4・3・31	青色欠損	3,000,000		
4・4・1 5・3・31	青色欠損	2,000,000		
5・4・1 6・3・31	青色欠損	1,000,000		
計		6,000,000		

合併法人に引き継ぐ欠損金額を計算

■「当該法人」(合併法人)の別表7(1)付表1

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額				
事業年度区分	控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 (前期の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」)	被合併法人等の事業年度区分	被合併法人等の未処理欠損金額 (最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」)	調整後の控除未済欠損金額 (1)+(2)
3・4・1 4・3・31	青色欠損 200,000,000	3・4・1 4・3・31 青色欠損 3,000,000	3,000,000	203,000,000
4・4・1 5・3・31	青色欠損 300,000,000	4・4・1 5・3・31 青色欠損 2,000,000	2,000,000	302,000,000
5・4・1 6・3・31	青色欠損 400,000,000	5・4・1 6・3・31 青色欠損 1,000,000	1,000,000	401,000,000
計	900,000,000	計	6,000,000	906,000,000

合併法人分

被合併法人分

■「当該法人」(合併法人)の別表7(1)

事業年度区分	控除未済欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)―当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(四)「5」)
3・4・1 4・3・31	203,000,000		203,000,000
4・4・1 5・3・31	302,000,000		302,000,000
5・4・1 6・3・31	401,000,000		401,000,000
計	906,000,000	0	906,000,000

自社分と被合併法人分の合計を転記

(4) 制限事項

①別表7(1)付表2を作成する場合

別表7(1)付表2「合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書」の作成には未対応のため、別途作成してください。

なお、別表7(1)付表2を別途作成する場合は、別表7(1)付表1、別表7(1)付表3も別途作成の上、「調整後の控除未済欠損金額」を[7(1)等：前期繰越欠損金額の確認(入力)]WSで直接入力します。

②別表7(1)付表4を作成する場合

別表7(1)付表4「事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額等の特例に関する明細書」の作成には未対応のため、別途作成してください。

なお、別表7(1)付表4を別途作成する場合は、「特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等」を当ワーキングシートの[別表7(1)付表1]タブで直接入力します。

③別表7(2)付表3を作成する場合

別表7(2)付表3「承認前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書」の作成には未対応のため、別途作成してください。

なお、別表7(2)付表3を別途作成した場合は、[新事業を開始した場合の特定資産譲渡等損失相当額]WS>[特定資産譲渡等損失相当額]タブの[特定資産譲渡等損失相当額からの控除額(別表7(2)付表3[13])]欄と[各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の合計額(別表7(2)付表3[4])]欄に金額をそれぞれ入力します。

(注)電子申告を行う場合は、別途作成が必要な別表の電子申告データ(拡張子：XBRL)をe-Taxソフトで作成した後に、当該電子申告データを追加送信してください。

10-3. 入力の詳細

(1) 明細の登録方法

[F1 新規登録]ボタンをクリックすると、新たな明細を登録できます。

登録済みの明細データを修正する場合は、該当する行をダブルクリック

明細を新規登録する場合にクリック

F1 新規登録 F2 前頁 F3 次頁 F4選択終了 F5 全削除 F10処理メニュー

(2) [対象法人の別等] タブ

適格組織再編成等に関する基本情報(欠損金の引き継ぎや自社の欠損金の使用制限の判定要素となる「5年継続支配関係」や「共同事業要件」に該当するか否か)を入力します。

①入力順

- 1 明細目は、適格合併等に係る「当該法人」(合併法人等)に係る明細を登録します。
- 2 明細目以降は、「被合併法人等」に係る明細を登録します。

②[通算内の適格組織再編成等]区分

[該当]にチェックを付けた場合は、下記③以降の入力は不要となります(残余財産の確定の場合は、下記⑥の入力が必要です。)。また、[該当]にチェックを付けた場合は、別表7(1)付表1の「4」欄から「7」欄には、金額が表示されません(別表7(1)付表1の記載要領6)。

③[5年継続支配関係の有無]区分

[支配関係発生日]欄、[合併法人又は被合併法人等の設立日からの継続支配関係]区分の入力に基づいて、5年継続支配関係の有無が自動判定されます。

当タブの入力データ		5年継続支配関係 の有無 (判定結果)
支配関係発生日	合併法人又は被合併法人等の 設立日からの継続支配関係	
当期開始の日の5年前の日以前		有り
当期開始の日の5年前の日より後	有り	有り
	無し	無し

④[引継対象外未処理欠損金額の計算特例(法令第113条第1項、第4項、第5項)の適用]区分

[5年継続支配関係の有無]区分が[無し]、かつ、[共同事業を行うための要件への該当]区分が[非該当]の場合に、当区分を選択します。

1)対象法人が「当該法人」の場合

「引継対象外未処理欠損金額の計算特例(法令113④)」の適用有無を選択します。[適用]を選択した場合は、[別表7(1)付表3]タブを入力します。

2)対象法人が「被合併法人等」の場合

「引継対象外未処理欠損金額の計算特例(法令113①)」の適用有無を選択します。[適用]を選択した場合は、[別表7(1)付表3]タブを入力します。

⑤[事業を移転しない適格組織再編成等の計算特例(法令第113条第5項)の適用]区分

1)対象法人が「当該法人」の場合

[適格組織再編成の別]区分が[適格分割]、[適格現物出資]、[適格現物分配]で、上記③の区分が[適用]のと

きは、「事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額の計算特例(法令113⑤)」の適用有無を選択します。

なお、当区分が[適用]の場合における別表7(1)付表4「事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額等の特例に関する明細書」の作成には対応していません。この場合は、別表7(1)付表4を別途作成(電子申告する場合の対応方法は99頁を参照)した上で、「特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等」を当ワーキングシートの[別表7(1)付表1]タブで直接入力します。

⑥[残余財産が確定した内国法人の発行済株式数・出資金額]

対象法人が「被合併法人等」の場合に、[適格組織再編成等の別]区分が[残余財産の確定]、[適格組織再編成等の日]が平成22年10月1日以後のときは、引き継がれる欠損金額の計算基礎となる発行済株式数等を入力します。

(注)完全支配関係があるグループ内の内国法人の残余財産が確定した場合には、その欠損金額を株主等に引き継ぎますが、残余財産が確定した内国法人に株主等が二以上ある場合に引き継がれる欠損金額は、未処理欠損金額を発行済株式数等で除し、これに株主等である内国法人が有する株式数等を乗じて計算した金額とされています(法57②)。

(3) [別表7(1)付表1]タブ

「被合併法人等」は、被合併法人等に係る未処理欠損金額を入力します。

また、「当該法人」又は「被合併法人等」は、支配関係事業年度以後の事業年度における欠損金額等発生額のうち、特定資産譲渡等損失相当額(欠損金額として引き継げない金額)の計算基礎を入力します。

品目 (R06)適格合併等による繰越欠損金の引継						
新規登録						
0000000001: 千代田製薬株式会社					【令和6年度】	
対象法人の別等 別表7(1)付表1 別表7(1)付表8					2/308明細	
2. 対象法人の法人税の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の計算基礎を入力してください。						
行	対象法人の事業年度	欠損金の区分	未処理欠損金額等	2/4/5 うち、特定欠損金額		
16						
17						
18	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	青色欠損	3,000,000	3,000,000		
19	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	青色欠損	2,000,000	2,000,000		
20	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	青色欠損	1,000,000	1,000,000		
支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細						
行	対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	左の事業年度の欠損金発生額	⑧のうち、繰戻対象とした災害損失欠損金額	左のうち、繰戻還付の計算基礎となった災害損失欠損金額	特定引継(保有)資産の譲渡等による損失合計	特定引継(保有)資産の譲渡等による利益合計
17						
18	令和3年4月1日 令和4年3月31日					
19	令和4年4月1日 令和5年3月31日					
20	令和5年4月1日 令和6年3月31日					
F1 前項目 F2 前明細 F4入力終了 F7 左タブ F8 右タブ F10処理メニュー						

①対象法人の[未処理欠損金額等]欄

1)対象法人が「当該法人」の場合

メニュー301の[別表7(1)等: 前期繰越欠損金額の確認(入力)]WSで入力した控除未済欠損金額の明細が自動表示されます(下記の(※)に掲げる場合に該当しないときは、修正不可)。

(※)[対象法人の別等]タブの[事業を移転しない適格組織再編成等の計算特例(法令第113条第5項)の適用]区分が[適用]の場合は、別表7(1)付表4を別途作成の上、「特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等」を入力します(電子申告する場合の対応方法は99頁を参照)。

2)対象法人が「被合併法人等」の場合

被合併法人等に係る未処理欠損金額を事業年度ごとに入力します。

②[支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細]

「当該法人」又は「被合併法人等」は、支配関係事業年度以後の事業年度における欠損金額等発生額のうち、特定資産譲渡等損失相当額(欠損金額として引き継げない金額)の計算基礎を入力します。

(注)[対象法人の別等]タブで入力した[支配関係発生日]を含む事業年度以後の明細に金額を入力できます。

(4) [別表7(1)付表3]タブ

「共同事業要件」及び「5年継続支配関係」のいずれにも該当しない場合で、「引継対象外未処理欠損金額」の計算に係る特例(法令113①、④)の適用を受けるときは、別表7(1)付表3「特例計算による引継対象外未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額(5)」欄の計算基礎を入力します。当該金額は、別表7(1)付表1「被合併法人等の未処理欠損金額(2)」欄に自動転記されます。

(注) [対象法人の別等]タブの[引継対象外未処理欠損金額の計算特例(法令第113条第1項、第4項、第5項)の適用]区分で[適用]を選択している場合に、当タブを入力できます。

①[支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細]

入力した明細に基づき、支配関係事業年度の前事業年度終了の時における「時価純資産超過額(11)」又は「簿価純資産超過額(14)」が計算されます。これらの金額は、「特例計算による引継対象外未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額(5)」の計算要素となります。

②[支配関係前未処理欠損金額等(又は控除未済欠損金額)]

[対象法人の別等]タブで入力した[支配関係発生日]を含む事業年度より前の事業年度について、[支配関係前未処理欠損金額等(又は控除未済欠損金額)]を入力します。上記①の「時価純資産超過額(11)」が当欄に入力した金額の合計額に満たない場合は、「制限対象金額(13)」が計算されます。

③[支配関係事業年度以後の欠損金発生額]

[対象法人の別等]タブで入力した[支配関係発生日]を含む事業年度以後の事業年度について、[支配関係事業年度以後の欠損金等発生額]を入力します。「簿価純資産超過額(14)」が発生している場合で、支配関係事業年度以後の事業年度において「特定資産譲渡等損失相当額」発生しているときは、「(9)のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額(10)」が計算されます。

④別表7(1)付表3「被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額(1)」の表示

[別表7(1)付表1]タブで入力した[未処理欠損金額(控除未済欠損金)]が表示されます。

10-4. 計算項目

(1) 別表7(1)への自動転記

転記元	転記先
別表7(1)付表1「調整後の控除未済欠損金額(3)」	別表7(1)「控除未済欠損金額(3)」(※)

(※)別表7(3)を作成する場合は、別表7(3)「調整前の控除未済欠損金額等(25)」に転記

(2) 別表7(1)付表1への自動転記

転記元	転記先
別表7(1)付表3「特例計算による引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額(5)」	別表7(1)付表1「被合併法人等の未処理欠損金額(2)」

10-5. 国税庁HP等の参考情報

(1) 別表7(1)付表1の記載要領(国税庁HP)

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2025/pdf/07\(01\)-f1-ki.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2025/pdf/07(01)-f1-ki.pdf)

(2) 別表7(1)付表3の記載要領(国税庁HP)

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2025/pdf/07\(01\)-f3-ki.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2025/pdf/07(01)-f3-ki.pdf)